

# 重要事項説明書

## (指定通所介護)

あなたに対するサービス提供開始に当たり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次の通りです。

### 【目次】

- 1.事業者
- 2.ご利用施設
- 3.ご利用施設で併せて実施する事業
- 4.事業の目的と運営の方針
- 5.施設の概要
- 6.事業実施地域及び営業時間
- 7.職員の配置と職務内容
- 8.サービスの概要
- 9.利用料金
- 10.利用に当たっての注意事項
- 11.サービス利用の中止等
- 12.利用者の解約権
- 13.事業者の解除権
- 14.契約終了に伴う援助
- 15.契約の終了
- 16.事故発生時の対応
- 17.非常災害対策
- 18.緊急時の対応
- 19.秘密保持
- 20.虐待防止
- 21.身体拘束
- 22.ハラスメントの禁止
- 23.職員研修
- 24.第三者評価
- 25.苦情対応

社会福祉法人 孝楽会

デイサービスセンター けやき荘

## 1. 運営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 孝楽会  
(2) 法人所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町 1-1  
(3) 電話番号 045-470-3900  
(4) 代表者 松田 雍晴  
(5) 設立年月 平成 11 年 8 月 11 日

## 2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定通所介護  
(2) 施設の名称 デイサービスセンター けやき荘  
(3) 事業所番号 1470200476 号 (平成 12 年 10 月 1 日指定)  
(4) 施設の所在地 神奈川県横浜市神奈川区菅田町 1-1  
(5) 電話番号 045-473-4888 (デイ直通) FAX 045-470-5566  
(6) 開設年月 令和 5 年 10 月 1 日  
(7) 管理者 森田 佐和子  
(8) 利用定員 28 名

## 3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類	横浜市長の事業者指定		
	指定年月日	指定番号	利用定員
《特別養護老人ホームけやき荘》 ・介護老人福祉施設	平成 12 年 5 月 1 日	1470200377 号	200 名
《ショートステイセンターけやき荘》 (介護予防) 短期入所生活介護	平成 12 年 10 月 1 日	1470200468 号	20 名
《居宅介護支援センターけやき荘》 ・居宅介護支援事業所	平成 13 年 8 月 1 日	1470200567 号	
《デイサービスセンターけやき荘》 ・通所介護	令和 5 年 10 月 1 日	1470203413 号	28 名

## 4. 事業の目的と運営の方針

### ○事業の目的

老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、介護を必要とする高齢者に対して、心身の健康保持及び自立支援のための介護サービスの提供並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### ○運営の方針

利用者が尊厳と生きがいをもって生活を送れるよう、安全で利用者本位のサービスの提供を実施します。また、住み慣れた地域での生活が継続できるよう、相談援助等の生活指導、機能訓練その他の必要なサービスを提供します。

## 5. 施設の概要

ご利用いただく施設の概要は下表の通りです。

### (1)敷地・建物

敷 地		12,723.29 m <sup>2</sup>
建 物	構 造	鉄筋コンクリート造3階建
	延べ床面積	8,828.84 m <sup>2</sup>
	利用定員	上記2のとおり

※敷地面積や延べ床面積等は特別養護老人ホーム、ショートステイセンターを併せたものです。

### (2)主な設備

設備の種類	室 数	面 積	備 考
一般／機械浴室	1室	37.20 m <sup>2</sup>	特殊浴槽1台
食堂／機能訓練室	1室	180.41 m <sup>2</sup>	9.02 m <sup>2</sup> ／人
静養室	1室	15.30 m <sup>2</sup>	
トイレ／洗面所	2室	33.30 m <sup>2</sup>	
事務室	1室	15.30 m <sup>2</sup>	
相談室	2室	28.70 m <sup>2</sup>	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、設置が義務付けられている施設・設備です。なお、食堂／機能訓練室の指定基準は、1人あたり3m<sup>2</sup>

## 6. 事業実施地域及び営業時間

### (1) 通常の事業の実施地域（横浜市内の以下の地域）

【神奈川区】菅田町・羽沢町・羽沢南町・片倉・三枚町・神大寺・六角橋  
栗田谷・松ヶ丘・旭ヶ丘・松本町・反町・広台太田町・斎藤分町  
・西神奈川・白幡

【緑区】東本郷・鴨居・竹山

【保土ヶ谷区】上菅田町・新井町・西谷・東川島町

【港北区】鳥山町・小机

### (2) 営業日及び営業時間

○営業日 月曜日～金曜日（12月31日から1月3日までを除く）

\*祝日は営業いたします。

\*但し、風水害その他利用者の送迎に支障がある時は、通所介護を中止又は送迎時間を変更する場合があります。

○営業時間 8:00～18:00

\*サービス提供時間 9:30～16:30

## 7. 職員の配置と職務内容

契約者に対して指定通所介護サービスを提供するため、介護保険法の指定基準を遵守し、職員を配置しております。

職種	配置人数		勤務体制	職務内容
	常勤換算	指定基準		
管理者 (兼任)	1名 (常勤)	1名	8:30~17:30	通所介護事業の管理
生活相談員 (兼任)	1名 (常勤)	1名	8:00~17:00 (早) 8:30~17:30 (日) 9:00~18:00 (遅)	利用申込に係る調整、通所介護計画の作成、相談・援助業務
介護職員	2名 (常勤)	2名	8:00~17:00 (早) 8:30~17:30 (日) 9:00~18:00 (遅)	日常生活上の介護、その他必要な業務
看護職員兼 機能訓練指導員	1名 (常勤)	1名	9:00~18:00	日常生活上の健康管理・相談・介護、その他必要な業務 在宅生活における生活機能の維持、向上を目的とした機能訓練を実施
機能訓練指導員	1名	1名	9:00~18:00	在宅生活における生活機能の維持、向上を目的とした機能訓練を実施

## 8. サービスの概要

通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練その他必要な介護等を行います。

送迎	身体状況に合った車両による送迎、また、必要に応じて移動等の介助も行います。
食事	身体状況にあった食事を提供します。(療養食の提供も可能です)
入浴	体調を考慮し、身体状況にあった入浴介助を行います。
その他(介護)	ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供します。 ・ 着替え、排泄、食事等の介助、施設内の移動の付き添い。
生活相談	生活相談員に、介護以外の日常生活に関する事を含め相談できます。
健康管理	到着後の健康チェックと必要な場合、隨時血圧や体温等を測定します。
機能訓練	日常生活や各種レクリエーション等を通して機能回復又はその減退を防止し、心身の健康に配慮します。
サービスの立案	利用者の居宅サービス計画に沿って必要となる通所介護計画を個別に作成し、計画的にサービスを提供します。
複写物の交付	契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。 複写物を必要とする際には、実費を負担いただきます。

## 9. 料金

### (1) 利用料金

#### I. 介護報酬に係る費用

\*一定の所得以上の方は2割負担・3割負担の場合があります。

\*介護保険負担割合証に記載された割合によります。

## デイサービスセンターけやき荘 通所介護 料金表

令和7年12月10日

## 1 通所介護の介護報酬に係る費用

2 級地 10.72 円

通所介護費（1回につき）	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
通常規模型通所介護費					
所要時間 7時間～8時間未満					
(一) 要介護1	658	706	1,411	2,116	
(二) 要介護2	777	833	1,666	2,499	
(三) 要介護3	900	965	1,930	2,895	
(四) 要介護4	1,023	1,097	2,194	3,290	
(五) 要介護5	1,148	1,231	2,462	3,692	
加算項目	単位数	利用者負担額 (1割)	利用者負担額 (2割)	利用者負担額 (3割)	
入浴介助加算(Ⅰ)	40	43	86	129	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56	60	120	180	1日につき
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	22	43	65	1月につき
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	22	24	47	71	
介護職員処遇改善加算(1月につき) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※	(介護報酬総単位数※ 1 × 25.4%) ※ 2 × 10.72				
※1 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算 ※2 1単位未満の端数四捨五入 ※3 介護職員処遇改善加算等の利用者負担額は、上記額-(上記額×負担割合(1円未満切り捨て))					
2 その他の費用					
項目					金額
交通費	実費				当事業所の通常の事業の実施地域(神奈川区、緑区、保土ヶ谷区、港北区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域にお住まいの方は、送迎するための交通費(実費)がかかります。なお、自動車を使用し

		た場合の交通費は次の額をお支払いいただきます。 通常の事業の実施地域を越えた所から、 片道 1kmあたり 50円
昼食代	800円	(含おやつ代100円)
おむつ代	おむつ 100円 パンツ型 100円 パット 50円	
教養娯楽費	実費	

## (2) 支払方法及び口座振替手数料

- ①ご利用月の末締めで利用料金の計算を行います。
- ②事業者は利用者に、翌月 20 日までに、当月の利用料等の請求書を送付します。なお、請求書には利用者が受けた各種サービスにつき、種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険適用の有無、法定代理受領の有無等を明示します。
- ③事業者は利用料合計金額を翌月 27 日に、利用者が指定する口座から自動引落させていただきます。ただし、銀行引落しができるまでは、窓口支払い又は、振込みでお支払いいただきます。

## 10. 利用に当たっての注意事項

送迎時間	送迎は事業所より皆様のお宅を回ります。前後の利用者の都合や道路事情により、時間にずれが生じる場合もありますので、ご自宅内でお待ち下さい。
金銭・貴重品の管理	原則として貴重品・金銭の持ち込みはご遠慮願います。利用者同士での金銭の授受はご遠慮願います。
所持品の持ち込み	施設の構造上、最低限度必要なものに限らせていただきます。
設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は自由にご利用していただいて構いません。ただし本来の用法に反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
喫煙	施設内は禁煙となっておりますので、喫煙は固くお断りいたします。
宗教・政治活動	センター内での他利用者に対する宗教活動や政治活動はご遠慮願います。
キャンセル料	利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。この場合には、利用予定日の前営業日 17 時 30 分までに事業所に申し出てください。利用日の前営業日 17 時 30 分までに連絡がな

	く、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。
ご利用予定日の前日、17時30分までに申し出があった場合	無料
ご利用予定日の当日に申し出があった場合	食費 800円

## 11. 利用中止、変更、追加等、

利用期間前或いは利用期間中を問わず、サービスの中止、変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合は早急に事業者に申し出てください。ただし、これらの申し出に対して、施設の稼働状況によりご利用者の希望するサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時等を提示し、協議します。

また、サービス利用の中止を申し出た場合、既に実施されたサービスについてはそのサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

## 12. 利用者の解約権

利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間を持って、この契約を解除することができます。

## 13. 事業者の解除権

以下の事項に該当する場合は、本契約を解除させていただく場合があります。

- (1) 利用者が契約締結時及び契約期間中に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者がサービス料金の支払いを正当な理由なく3ヶ月遅延し、相当の期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- (3) 利用者が故意または重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 14. 契約終了に伴う援助

契約が終了する場合は、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## 15. 契約の終了

- (1) 次の事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。
  - ①利用者から事前に更新の合意がなされず、契約有効期間が満了したとき
  - ②利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき
  - ③14の条件が満たされ、事業者から契約解除の意思表示がなされたとき
  - ④次の理由で利用者にサービスを提供できなくなったとき
    - ・利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院したとき
    - ・利用者について要介護認定が受けられなかったとき
    - ・利用者が死亡したとき

- ・その他、通所介護事業の継続困難となった場合
- ・1ヶ月以上継続してサービスを利用しなかった場合

## 16. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族或いは身元引受人、利用者にかかる居宅介護支援事業者、市町村への連絡を行うと共に必要な措置を講じます。
- (2) サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異など不可抗力による場合を除き事業者は速やかに損害賠償を行います。ただし、利用者の故意または過失による場合は、損害賠償していただきます
- (3) 迅速な事故処理を行い、再発防止策を講じます。

## 17. 非常災害対策

サービス利用中に非常災害が発生した場合は、利用者の避難等適切な措置を講じます。災害の状況により、事業所で避難待機していただく場合や、自宅にお帰りいただく場合があります。送迎が無理な場合は、利用者ご家族に迎えを依頼する場合があります。

## 18. 緊急時の対応

### (1) 身体状況急変時

看護師を中心とした緊急体制をとっております。利用者の容態に変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族等へ速やかに連絡します。

### 【利用者の主治医】

医療機関の名称

氏名

所在地

電話番号

### 【緊急連絡先】

(ご家族等) 氏名

(続柄 )

電話番号

### (2) 感染症発症時

感染対策委員会を設置し、衛生管理、健康管理等の予防対策と発生時の対策を整備し、感染症の発生時に備えております。感染症の発生を確認した場合、早急に感染症拡大を防ぐ対策を講じ、蔓延防止に努めます。

## 19. 秘密保持

事業所及びその従業員は、サービスを提供する上で知り得た、利用者及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など、正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことは致しません。在職中はもちろん退職後も同様です。

## 20. 虐待防止

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待を防止するための職員に対する研修の実施を行います。サービス提供中に、当該職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待をうけたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報致します。

## 21. 身体拘束

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業所として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

## 22. ハラスメントの禁止

契約者・ご家族との信頼関係のもと、安全安心な環境でサービスの提供を行っております。信頼関係を壊すようなハラスメントを防止することが、介護サービスの継続した円滑な利用につながるため、下記のような職員や他利用者へのハラスメントは固くお断りいたします。ハラスメント等の発生により、サービスの中止や契約を解除することがあります。

### (1) ハラスメントの内容

身体的暴力	身体的な力を使って、危害を及ぼす行為 (職員が回避したため危害を免れたケースを含む) 例：物を投げつける。叩く。手を払いのける。つばを吐く。
精神的暴力	個人の尊厳や人格を態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為 例：怒鳴る。威圧的な態度で文句を言い続ける。理不尽なサービスを要求する。利用料金を数か月滞納しても「支払い請求をしない施設にも責任がある」と支払いを拒否する。
セクシャルハラスメント	意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 例：必要もなく手や腕、体を触る。抱きしめる。卑猥な言動を繰り返す

### (2) ハラスメント担当者

ハラスメント受付担当者・相談窓口 管理者 森田 佐和子  
ハラスメント責任者 法人本部副部長 松田 友和

## 23. 職員研修

事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。採用時研修及び施設内研修（月1回）を行い、適宜、外部研修に参加します。なお、採

用時研修は概ね 1 月以内に行うものとします。

## 24. 第三者評価の実施

現在、第三者評価は実施していませんが、今後実施していく予定です。

## 25. 苦情対応

### (1) 当施設の苦情や相談の受付

#### ①受付窓口

受付責任者 永野 博之

解決責任者 森田 佐和子

②受付電話番号 045-470-3900

③受付時間 8:30~17:30

④その他 苦情受付ボックスを 1F エレベーターホールに設置しています。

### (2) 行政機関その他受付機関

①横浜市健康福祉局 高齢福祉部 介護事業指導課

所在地 横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 16 階

電話番号 045-671-3461

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00

#### ②神奈川区役所

所在地 横浜市神奈川区広台太田町 3-8

電話番号 045-411-7171

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00

#### ③保土ヶ谷区役所

所在地 横浜市保土ヶ谷区川辺町 2-9

電話番号 045-334-6262

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00

#### ④緑区役所

所在地 横浜市緑区寺山町 118

電話番号 045-930-2323

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00

#### ⑤港北区役所

所在地 横浜市港北区大豆戸町 26-1

電話番号 045-540-2323

受付時間 月曜日から金曜日 9:00~17:00

令和 6 年 4 月 1 日 改定

令和 6 年 6 月 1 日 改定

令和 7 年 4 月 1 日 改定

令和 7 年 12 月 10 日 改定